

鳥取県告示第577号

次の保安林の指定を解除する予定を取り消す旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定の取消しに係る保安林の所在場所
日野郡日野町久住字川東1072の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）